

30

25

20

15

10

5

田春日誌

特別
14
1919
93



回春日誌

至州熱海養病中始い日誌を朱に
みづけて回春日誌とよぶ、回春と命せ
しも冬の江戸を以て、而して是回
すまひ淹留の意味もあんじ、實りて来春
まひに病氣の本復を希望する然張の意
味が主ひます。

西暦十四年十二月十五

熱海氣象萬千様に於て
すすめ病氣の解

○十二月十四日

今日も朝と歩きを決してしまひつま
あが暮こもり、門も朝食の用意もござひ
例より朝食やお茶や菓子を載せた膳のみで、
お御膳より膳も止り、うなこまゝ余り旅立の
ときも病氣の本病と稱す微寒の心づけでも
御膳は呂布質、かつてのよし、冠の心づけと
よきを目に見出づくひも、半乳といふ啜
てこそ病体とねむらぬふ不快感あり
まことに、お角の心事として仕合はれせず
お手本をまつたが、ガツの子をニヒルにさしき

うつて不んばまつて身の一つも、うきい、う
くて朝食も果てんばまおせのひととまんまと生を生
れ、ハム四十五もるが汽車に乗ること、あと生の時
間はやすらぐる金井君の名前をもう一二の写真もあり
ぬはなく少くとも写のとふと少くともつひも、そ
とて監督をえますひま、金十日附添を要す
る船の客船でもあるが、其の後は船を船長
とアドミン、車の運転手とも思ひのと併せ事
事と停めたので、吉村松山の空方ひま
母楊井基彌の丹銅鏡、うちもと間の

二印あると云ふ一印を以枝で一引と雲の
方の西を以あつと云ふ本があり、以枝の方を傳う限るといふ。本の方を傳
する主と云ふと云ふと云ふ。コレハ以枝と字を二
用とえりて、示しに之をえし。清の源氏の
通す陽銭がある。通す陰銭も元する家說
林の中へかくて歩歟さん、余る私して今より
此の事と持山ゆきの見せとえし。ふ
うへてあると云ふ上人お教主あり。名手貨
ての花と殿より持ておまくさく不用か
云ひ此本源と云ふと云ふ事いあぬと云ふ

間もさく大津のあよまと停り度を停め
至れり。行はれり。御事のあぬをひてそんを行く
まう事の、又熱波く行つて船ひてゆく伊豆あら
そくおゆく行く所と事のとゆづとくをみ
男ひひき、お捨く焉と間もさくお車ひて
とくつひく乗をひてひく、あれども圓舟津じ
めア船も船二十艘うち四の門だつてよ
ト車本をひくぬれをひくぬれのとくづめ
やあわらく船をひく毫と舟つてぬれのとく
が二十艘も船うち四の門だつてよ
まひ電氣を減らす乗つたが十分お休憩

まとも車へして、此の街をと廻り往きして、
其の車内に於ける氣味を尋ねて、さうが、それを
よく嗅ぎて、暖氣のゆき方よりももうのとひつもるも
よいかおひき、お角玉を仕入れたれども、
サトウのゆき仕事のかれ、この車内を走らせるのを
のちあわざるゝゆきカバンのゆき子じやうふ作の
が、十分のひくい車のゆきと着しやべ、
車廻るを仰ぐるがゆきと聞くのを十之もの。
とあるのをあらすたまむ船をえりぬるを不
好くめで、其車を日波鮮の腰を仰げ
て、うまのうまやのものと並んでゐて、

日が西傾ひ見る、手を出るゝと車を即り
車廻り行くを帝紀と記すと云ふ論であ
るが、そのとおり、余は一派さんと四不五
不をよりして、船とえぬを出だすとき
より、いくら大車を走らしする車書や
車原るの海の舟より、かゝる船とフコク
は仕あつて例う又人車載の十萬車に乗
つて、其車内に於ける氣味を尋ねて、さうが、
その車内に於ける氣味を尋ねて、さうが、
その車内に於ける氣味を尋ねて、さうが、

窮屈すこしとすこしあんせんせつのあひである、且志ト汽
車や電車もまた轟ごう然ぜんとして走る音を起すが、駕
けのよもよ外ほかへ生うて来る龍りゆうの乗のり物ものと比較そくばい
して、それも元もとレキの窮屈すこしあんせんせんを取して辛抱さいばう
せざるを能のくあります。況むろんや風景ふうけいは化かづき和わら
小山こさんを問たずひりを賣めぐらしで、そのまことに仰おのるひ優すぐ
に行ゆく。半はん年ねんもひある。まゝ若わかいものもい
るひ多多くく、此この人車じしゃ感かんもすくしくて車くるま感かん
過すぎとくらむあらう。が、現在げんざいの仕事しごとを情力じゆりょくと
半はん利用りようも車くるまとそくしてあります。下くだり役わくなども
日ひを半はんも下くだり役わくであります。まことに、悔くやかしいあ
悔くやかしいあ

さう、船ふね事こと業ぎょうを成なさん人ひとやめめを下くだり役わく務む
中なか、始はじうとまのす中なかレや、金かなを船ふね事こと業ぎょうとひ
そんば疾ききを患うなじてゐるが、且また而より遠とほ
路じゆの元もとをあさる。船ふね事こと業ぎょう勤いそむう
すき病び犯はんくぬくちあらきと氣きをととて、船ふね
事こと業ぎょうの事こと業ぎょうの事こと業ぎょうの事こと業ぎょうの事こと業ぎょうの事こと業ぎょう
を抱いだか、抱いだか、

五十日からひままであるの続、また五日もも候いの
は流石日とおもひあらう様立の事す。然
がまうと身に付く事す。この事も身に付く事
うるべの所よ火体うち火うばふんじらひ
うす、と火体を捨ててゆく事す。とゆき本
物本物を捨ての事假の事すと大差あるゆ
く更にうなづかつて、余う病を遣つてゆる
事も苦しみを真まめび、暖氣をうち室上
によく利く様よがやくねば、此の氣候
のゆきは暖暖とよしとよく満足し、其
事本物本物のじよ病を遣て病愈くさむは

病よ御坐うとも喜びの故に寝覚を喰り生
きる文と子の情を左手を共れども、身
電車を以て内へよる事と被下月つ入浴、志
本仲(仲)あ鑑(鑑)のまの事仕事あらう。熱湯着
を仰ねず、浴衣や、浴巾を浴衣を上げは、柔
のを浴衣もアヒミ。熱ひまふ時ももあたる
をうそも全ぬよ一組の浴衣を安らぎ、浴る事
毛便(毛便)も身も心もゆるゆるのの寝あひ。一
月また二月も三月も二月こもんはまだ一年半
客廻集し一年のね渡(渡)をせぐるあつと
まづのゆきをうらへて、朝のまづれり

三
就
以
也

○十二月十五日

快哉。まあうき起さ。浴湯よ海舟を汲まきて例のめぐ
五体と洗拭へ夾状をうそふ。寧々計を捨てて
氣温五十八度也。朝参直文もす年未記
さて。事件也二三と後。身もてく處もを托す。寺
崎處、景栗原、多喜子、瑞吉と称す
九月。又三子と行ゆ。教東を試み。主竹の上手
お持ひは。忙とも大湯喫賓送の如きを。注目

えと吾内省の肺を役立候るゝゝ之名の大
内一大仕合をあつて大湯の噴氣風をあすき
四二三十名死り患者を随處入せしめ又浴
院病院あると各院の治療室等一とく併へう
さう多く強氣風座吸入機及いワルデンバ
ルジ・瓦氣機其の大苦手を主とし且健體試
験の用具整頓一とくに病弱他病有る者
需る多しと墨を診察し又保育院に一般の衛生
事務を負担す鍼灸を送り自らも車馬の不
宜之れを負ト又事務送りをまづて瓦氣機
を熟す、湯の水作手を鍼灸の如きを漫然と

汗氣吸の衣服と石臼の湯客の便宣を計る、又鍼
の陽玉游泳池をも、十数ほの湯槽と洗浴
室鍼灸と温泉、温泉にて客をして自然と洗浴
する、又は游泳池をも、温泉にて鍼灸と又鍼
の陽玉の施術ありと鍼灸の如きを漫然と
行ふ

汗氣吸の衣服と石臼の湯客の便宣を計る、又鍼
の陽玉游泳池をも、十数ほの湯槽と洗浴
室鍼灸と温泉、温泉にて客をして自然と洗浴
する、又は游泳池をも、温泉にて鍼灸と又鍼
の陽玉の施術ありと鍼灸の如きを漫然と
行ふ

と林を出るゝを爲す後を少づ市街と離れて
歩くと行つてゐる。電車のまゝ電
子を之の手に行つて電車のまゝ電
流渡り駅の出入口へ入る。此處一
鋪の桺の木のあたひ門の先燈籠を
うそは山野二三十石位をひと上り下りする
桺との入るところと多く休憩する所と
立ち止まることの多い所の多く行つて歩くと
峰紅角の木千株、梅柳と數千町あり得る
山川とよきまゝ山の裏に山の前山の
作

明治十八年四月奉余落倫敦館告家回此地
溫泉之効已多今北鎭之以於養病之法備矣

而獨徜徉於行怡和心神之處為可憾耳、因
前所見諭以修拓之事、神奈川縣之會澤、
中山安二郎追贊之謀、諸株源人尚未終丘
嶺、終兵衛欣然嘉之使中山氏及里人曰士
少松露木諸氏南量之伐莽疏汗隨地之宜
植梅三千株松檜楓柳錯之於是水之清者
益翠石之奇者益露山水尤木四時臨覽之
美備焉顯

國の沿革略は今とアリ全や獻納して宮内省の御料
地と爲すと言ひ東京家系と沿革の公國等を失へ
ず日本とヨリ記えどもさうやく執海の地勢上等の
徳川の起業と云ふを得たるまことに國

丁の剪り三葉て子枝一枝と薦薦の得帰金に就く、金
上文三ふきを顧みるべし。此の一枚唐衣の瓶と桺み
其の葉の徑す。時を以て之を結半周半也。之の動
とせんと執事の入草を極め。先導者を除け。後を來室
神社より差し奉る。之の鎮守玉手狹重と名す。院
内又巨樟あり。枝葉繁茂。度を定む。天を蔽
ひ。夏の納涼の所也。此の事半十席
實也。北より。華表の五千丈高立あり。山棚と
四ノ一大瀧淵に匹敵。これ日本山林の清秀
也。是れも漢の瀧淵し。又は道子雀日化
市内に供かまう。瀧淵に之の役所を缺く。と云ひ
事也。

七水災古廟の純麻を済み。二時萬千燈
之ゆへ。之れも巣を構え。七十日也。猪を食
ち里を。而して和煦恰よ春。如し

○十一月十六日

時、氣温二十度。氣温五十八度也。食前宿の
量等は体をもつて量を換す。量等はいもとの換
てある。粉砂の。その能く。更に喰汽飯
と。粉砂の量等。其粉砂を。粉砂の。高丘。一石
を頂く。あり。而しての量等と。グラム。高丘と。量等
と。日本。の。量等と。換算する。其粉砂を。高丘と。量等

を満すと則ち船の所求を去りし換算する
に十四貫八百八十石又を得てし、是れ五十一。入津方
は換算して体量十四貫七石のナメシトスハ云ふる
三十立の場量也。僅ト少く間隔北の氣角博東矣
リノミ代ト雖レ然ルモ入津の量焉テ。其處
多ニ西モヤシルモ六一船ニキアリトモ減量ナキ
高配リ事モ不祥シテ。アカシナギのさんは實
ミハシミナガシシケルモ不精シテ。古ニ船主ナシ
喰紅葉風ヨリ左乃西ヤシモホムクヘ論議元般リ。号
モ船底シテ。之ニモ過度モテ。おもきく。多シ。船
九郎文三子と仰京セリ。モハシニシテ。船にて居セ

たモハモ貴ヨリ。モハアノムシ船も船主も居
の上う。アノ。今更ハモウタケ。高アヌ。モウハモ
レタシ。御く。アノ。自。アノ。アノ。アノ。モ
モヒ。ア。浦。高。ア。シ。ア。モ。ア。モ。ア。モ。ア。
ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。
ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。
ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。
ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。ア。

不違先士とあるを失ひ重々しくて改めざるにて此の著の目的と自序と於て以て云ふ。

(前)倚儒而護釋心法、用釋而資儒治政、體認一圓和合無外、折其偏見、平其諍論、從自然之心理、依天下之公儀、欲如士師決獄訟持中

心無偏頗、謹貽諸後昆、同志人後異

通篇四十章、要之于儒、儒之于宋、說之于孔、儒釋之于周、後之于宋、大鴻溝、あくよあくよと謂す。眼うる考證該博、兼偏見者流の議論と大いに

同じくが五十年にして、儒の事は思ふ如く佛
をも儒布さむ事す。是より儒者の佛考より
多くなる。是より佛考宋の終て、佛考の儒者と論
するも儒者の佛考と論するも、よく脣肯す
とのお感を一層深みるはあらま也。此れもし
か島主がおもつ年をも隨處よ在る。以降更に
せよと申すゆり、而今を約す、えよと申すをつゝ
を得ども、元も至るをとおもせしるまじむ
矣。且入よくおもせし、行は多々と加筆
一章、二章と記す。亦在や紀きの三月也、享和
の三月、宮本仲のすい換す、未十一時以微震

さよ

〇十二月十七日

此の秋は終りに近いに較く真の風も暴強烈
となり、新才紙も廻るに余事同志の過立に因る
し左の如く掲げ候と(本邦)

進歩黨と三四俱樂部との合同談の既報の如く一旦
不調と爲り居りしが昨今政友會の態度如何に依り
て解散あるやも測るべからざる形勢を示し而し
て總選舉に於て進歩黨と三四派と分立するとき
勢力の上に多少の損あるのみならず地方に依りて
ハ二派相争はざるを得ざる所もありて其損害少な
からざればとて一昨日に至り合同論の本家たる新
潟組より佐藤伊助、高岡忠卿、三輪潤太郎三氏を委
員と爲し先づ三四俱樂部に向て左の條件にて合同
して如何と申込みたり

一 既往五ヶ年間の歳出平均額を以て程度とし
來年度の豫算を削減する事
二 進歩黨と三四俱樂部とを合同する目的を
以て二者互に解散する事
會を開き協議する所あり其結果ハ聞くを得ざりし
も第一の條件に依れば既往五ヶ年間の歳出平均額
ハ約二億四五千萬圓にして本年度の歳出ハ二億七
千餘萬圓なれば則ち二三千萬圓の削減を加へざる
べからず之にてハ二千萬圓の基金填補の必要なし

と決議せる三四俱樂部と雖も尙別に一千萬圓前後
削減の口を見出さるべからず殊に進歩黨の大体
政府の豫算に同意せることにて其折合ハ隨分困難
なるべし第二の條件ハ過日進歩黨の提出せし案と
同一にして三四俱樂部の單に進歩黨と合同する爲
めと言はず廣く新政黨樹立の目的の下に解散した
しと主張したれど今日の場合二派以外の人物を網
羅すること難ければ寧ろ進歩黨の提案通り有体に
二者合同の名の下に解散すべしと言ふに在りて之
にハ三四派も格別異議なかるべきか扱以上での交渉
にして潔らざるときハ新潟組ハ斷然三四俱樂部を
脱し別に新潟進歩黨を組織し姑く獨立の態度に出
で以て免に角一縣下の和合を保つ筈なりと云ふ

が全く了解し耳を取るに至らぬので蓋て小意
と見ゆ(その間すすむ事も多うと云ふ)終て三四と
古梅子とまことに食事する所を知らぬ三四と
事と與ふる所と云ふ(その事は本章の後

てんと天保二三年のせうへうとうをねひのむ
十角のり引取と名ふ、えもがく十角の
事あらゆる本堂の後すま機を待てんこまはる金
仕あ方金を即ち五十年の功被ふと可
もしあくまとらば地持主をきかぬどよ窮
屈まはりし御室の讀聞とこくめいへーもくみ
まくまく三四に間連する二三子とすと西ス見んとま
えもえもじらじらと渴たまし、日詔新草と
心を生と消す、お茶役翁汽船と噴汽と吟翁と
心な松休無伊助博の義一山の下へおもむかにむ
(不要多うだ)ニ和むと枝すばとを修めむと

しよひは余の心状を教ふる、復活資治論を講
きほひ三十枚貢はれも高島益泉と語り、益泉
と金、手書きつま拂ひ難いとさへとて一圓高
額をしりあひても零金とがばのり多く海に年
令やせうあひてはるそと余病を以て多め、
本多と申すを傳へておとせたりて余は海中半船と
もよひの例、長舌と拌つて椎桔子詮し玉を汚し
其と申すは本と御行ゆく事居り可感もあ段の
詮と申すを餘利立の海を主、思持清高者斯く
正直の心をもつてゐる、晚々と改めて余う言

予身を易筋とす。之の後は、寝ても歩く事無く
立派な金主取扱い。従九位開懋と申す。其の妻は、
才媛は、うなづかせぬ程で、確ては彼女凡骨より
さうと看取られども、清ふ淡の姿と申すが、安らぎと能
縁十日ねん、一浴の後寝起る。丁所の内也。此地へ
まことに以來就寝及あひのい候れども、其をめりよれ
て、尋ねておき。其の事は、未だまことにあらず。夜の少
き乾咳の音をすこし嘔嗽を氣きこしけば、較々眠
を催すが如きあり。已して、湯を浴び、着を脱し、浴
く眠入れくとゆう。

○十二月十八日

予身がおひそむに軽く寒く早速えましく、うかが
うかと身を温め、うかがうかとあめのぬかさぬかの様子で、心
寂寂と咳れと氣あはせぬ時とのうかうか寒体をもつて
入浴場まで向ひ、文うその手に持て、わざわざひよ
うかうかと湯を飲む。更衣洗面中は、体は苦しく
也また、うかうかと身の資湯浴と稱せ且つ此の季節を
兩度の仕事までひだらかに記し、身も消費するが、身の
元へおもと血つゝと呼ぶもの、錢を持て、仰向ひ三輪圓亭
主あると又は田舎の民の者を高きと申す。うかうか

と報じ北朝已きるを其事と往つて是の間
ちのまは年紀を以て年首よりして此に年と心み
めを以て也。此を義形を申す。也。も其事あると曰わ
き。乃は於て是をすら舍てたゞ御在のう仕事
也。年一。嘗て此に。あるをめとす。其事も。事也
至。而爲之ハセ。一月未満。而事も。言は
未。而事も。事也。至。三月。未満。の事も。事也
し。未。全。而上。及。い。今。未。事。未。事。未。也。然
る。印。名。を。毫。毛。を。公。下。復。に。か。書。あ。已。四。の
は。事。も。あ。も。喚。つ。あ。ま。り。連。切。つ。し。ま。金。里
音。こ。有。手。此。塾。ま。金。口。傳。ま。あ。ま。よ。の。音。

の事も。が。れ。る。事。も。の。事。も。の。事。も。の。事。
空。心。し。そ。心。そ。の。心。心。心。心。心。心。
し。そ。心。心。心。心。心。心。心。心。心。心。心。
の。代。と。得。ア。強。く。よ。の。心。心。心。心。心。心。
仰。仰。仰。仰。仰。仰。仰。仰。仰。仰。仰。
仰。仰。仰。仰。仰。仰。仰。仰。仰。仰。仰。
云。ゆ。お。も。ア。モ。ア。モ。ア。モ。ア。モ。ア。

十二月十九

小雨あり。夜の氣は四十六度也。時水不流り。又
氣もすこぶる。又久の時水をさす。而上も

利らず下剣を腰懸服す、其處の不快と神氣を取る爲
宿す終て此をのべ、山東某、腰掛五十分を年す、子
は而半生使ひ、山前半生も之を却すと覺えモア
考課係領主事奉を云々し、即ち勿れ也。勿れ
前年、全モ行ひ、其の後年も同様す。又、後一浴
ノは温泉にて身を洗ふ、氣を拂ふ事無也。隨處
を尋ねて三四年、内に此處の者を問ふ、二二
三人の漁夫没す、即ち其處で死ぬ者也。或も
人これを考へず、もとより平野を主とする者ひ士
至るゝ時、此處へと移り、又、前日未だ大あふ
天嘗祭天に由来轉く雪が漸めキテ次第に高を

シテ

〇十二月念

叶わぬ大あらわぬ時を、立木林より、壁立風剥け
ありて、其の氣を温めたり、此處を不快と云ふ
の情況を考へて、此處を朝日と號む。朝
晩入而ま、胸毛根と剣と氣を拂ふ事無也。或行す
者伊助、佐田、山内義雄、其ままである事多
たす、多難多難、故まよろしく心有りと云う事
多し。余は此處の安樂あれども、其處に洋まじめ

河東年をとて、安根の結果、福の私う、こ
二三回でよし、おもむろに教示し、今まも教
を教はまじ、たゞあくまで教はまじゆくや、え
きえども、すことそんときうれづうの大冊子
を升り卦う坐して貞またらう清和、うちい
てある。あくまでも年の運を改めばよつてあ
るが、ひまくよし、せじゆる外文ある者達
が、済の事一も、それく卦う坐して五の教ある
せまほらじて、う大掛かりやつてあるが、そ
因中を下すも、すれどもう坐手洗一のあま
ゆ、せじよ、脂かた光の乳味をシレラフーと

城量し物想子粥を食ふ、美人湯を化け旅館
中は旅店衆の間で飲食を食ふ、旅館にてすこ
間、旅館のものと多くと並び、わざと季節の食
のよさを、海のものと並んで、あれ渡り船を終末
の風景とあつ

十二月廿六

天候は風すらあま、まことに立派な日本古来の清風
を傳ふるゝが如きは、年正と之間と左の支所とをモレ
まことに機きみあらがむと、時ニ古修生と、
年正と、立派な風を相成し、(二)立派な風を相成すと、
乃ち二國の風と相成る。(二)立派な風を相成る

体半身を往來の方針とす。三行用佳筆主は
生徒の其の手で一見するに可い。之をもてて
うき詰めの如きの字を多く見ゆ。此の本堂を以て三丈高
木立と高麗圓鏡が置かれる。此の事は既に七八年前
からいはゆる子の國内送子士(ナミタ)と云ふ物が置かれて
居り多良、二山出張す。診候の事によく病状を
見ても必ず其のあちこちの治癒をせしむる
因縁の如きが見ゆ。其の上に、之が、室主風流
才を高人と思えず、生仰るか幼少爲て有る經本の
如きある。は畢竟是の如く、而今も大切
當治鏡子於多良の危急に處し、而、其の風景

一〇一四卷之二而以是をすと後承、若
て是を教矣矣とすに及んで、乘じて教矣矣者
たるは、其と入るに修業せば、ひつたりもあらま
シテ、之をよしのとて也。併ゆき達氏も其半を
こちより方より重く、重くの色をもつて、サカナ
をかゝりて、其の後、口にさへあらざりて、着て、そ
をま、ももくとも、其の後、其の後、其の後、つこあら
あまし、(まゆと鼻の筋)が、まゆと鼻の筋、くじら山もひ
い、う、金の、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、
やけど、こうひ天て、一、う、う、う、う、う、う、う、う、う、
えまよさう、う、やけど、う、う、う、う、う、う、う、う、う、

此の處に火安あつしをひれと拂はんと
祝ふし。まことに曾のやうの風氣よ
入る。風氣のあつて、一隊は在り滿國の事
を枝あつて、三田の階段を設けて土下石の石碑と
戸を造り門を二重もすと、神奈川市
石生町の五家と新町、幸町と賀子のと
ち入る先にうち戸を開き、其れを疏通する。而して
今中之堂一枚をとめ、つい一枚の邊をあさ
木板の一枚をあらへ、新町をすまつ半日
三二十歩左を走る十步ばかりと延び、其と外を角

まことに此の程度及峰樂と申すと氣をもひ四百
七十五とある事は氣をそぞる氣味ある所である
体温が並み合歎考の如く前記の如きを
一事、やへてはやうに方針として取る所である
湯くし算を抱きま共方針としておこしめぐら
考ふねどもなんは此つまゝお子刃やまとをあせり
を、ゆくもちと是だ

〇十二月廿二日

略稿多々申候候が、ベルフ圓手帳を手に取る
折手清花鳥を一通り、差し於彦三清川と云ふ

トアミレヒ、余清系、ルナモルニアの事で申し出さ
左も何と力もぬる念をさす、さもく痴人を
弱きより多く、その後文を政局を御存する際
今之の内情を被る事の方の如し

●交渉豫測（解散の時期）

政府と政友會との衝突の程度の問題に非ずして根本の問題なり程度問題に付てハ互に讓歩妥協する餘地あるも根本問題に付てハ何れか一方が盲従屈服するの外交涉の成立せざるなり政友會の執派議員中には政府にして満國債金特別會計の議を容るれば其代り公債事業を普通歳入に移す事を認むべく又後者を撤回すれば前者を一般豫算に組入ることを承認すべし先づ此邊の所にて折合人の外なるべしと語る者は是右兩案の關係を知らざる者の言にして殆んど一筆にたゞ値せず何となれば此兩案ハ二者相待て始めて行はるゝものにして到底分立することを得ざればなり左れば政府に於

ても此點に付てハ一步も譲らず唯満國債券の見積額が八千圓にて高きに失すると云ふなれば之を七十五圓位に引下ぐる丈けを承諾せんとの決心の由而して此見積價格の引下の如きハ殆んど譲歩と云ふ程のものに非されば之れにてハ到底政友會の承諾を得ざるべし尙強て折合の道を求むれば右二案に付てハ全く政府の主張に従ひ他の新事業費の全部若くは一部を削除すと云ふの一策あるも之にてハ政友會の立場よりすれば之を枝葉に得て根本に失ふ譯なるを以て是亦彼等の承諾を得難かるべし而して右所謂政府の決心なるものに付てハ多少疑を挟む者あるべけれと若し政府が政友會の威壓に届し其根本の財政計畫を變更するに至らば今迄政

府に同情を表せし貴族院の忍ち其態度を一變し反

抗せんとする形勢にて既に交渉の前途を氣遣ひ政

府の尻を叩く者ある位なれば先づ其の腰へ強きも

のと信じて可なり又一方政友會も斯く迄進し以上

ハ如何に伊藤侯の訓あれべと騎虎の勢今更引

くに引かれまじければ結局談判不調となるの外な

かるべし折談判不調とならば次で起る問題の解散

の時期なるが初め政府に於てハ衆議院の形勢愈々

非にして豫算の根本を破壊されば直ちに之を解

散し以て年内に其埒を明べしとの決心の由なりし

が其後に於て衆議院が豫算全部を否決すると云ふ

の筆法にて來らバ格別、如何に根本の破壊とハ言

へ豫算の修正なる以上ハ政府ハ唯反対を明言し置

きて之を貴族院に廻付すべし然るどきハ同院にて

ハ大體に於て政府の原案を復活すべけれハ兩院協

議會の結果を見て之を解散するも未だ曉しとせず

此の反對論起り昨今猶未決の問題となり居るやに

聞けと前記の如く政府が到底讓歩せぬ決心にて即

ち出來ぬ相談と知りつ、政友會に向て交渉を開き

たる所より見れば或ハ最初の意見の如く早く解

を斷行するの決心なるやも知れずと云ふ

兩者の態度

△政友會の態度

政友會總務委員ハ去十九日來

伊藤邸に集會して妥協條件に就き數回密議せしも

未だ全く決定に至らず然れども其意見ハ清國債券

を特別會計と爲す事及び公債事業費を普通歳入に

移すの必要な事の二條件にありて明かに政府の

意見とハ全く反対なれば交渉ハ到底不調たるを免

かれず然るに百五十九名の政友會代議士皆解散を

賭しても黨議を確守する勇氣決心あるかとなれば

甚だ覺束なきのみならず黨内にハ輒風吹き渡り殊

に總裁伊藤侯より清國債金を以て基金填補を爲す

の必要を認むとの意味の電報到着したる爲め之れ

に力を得て輒風ハ益々速度を増し來り爲めに總務

委員も政友會の体面を保持せんと欲せば黨内の一

致を缺くの恐れあり伊藤侯の訓電に服従し輒派の

希望に副はんにハ黨の体面を保つを得ず大に之が

處決に苦心し昨今井上伯を通じて政府の意向を確

め中なりと云ふ

△政府の態度

政府も可成本期議會を無事に終了し財政刷新の實を擧げんと希望し自から膝を屈

して政友會と内交渉を開始したるも清國債金處分

以上交渉の結果

①交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

②交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

③交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

④交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑤交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑥交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑦交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑧交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑨交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑩交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑪交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑫交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑬交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑭交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑮交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑯交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑰交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑱交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至るも散會の模様なく阪谷總務長官も出席したり閣議は早く決定せば昨夜にも政府より政友會に向て交渉會開始の事を通

ちんとする前項に記す如く爾り

以上交渉の結果

⑲交渉延期と臨時閣議

日本平田の兩相ハ昨日午前八時過ぎ桂首相を官邸に訪問し鼎坐協議の結果臨時閣議を開く事となり直ちに他の各相に通知し此間首相ハ九時卅分東方川内海菊池の各相も參集し依て午後一時頃より臨時閣議を開き四時過ぎに至る

の段がおまことに有る事無く、あれどもそのうちも
あるは仰て居る（御とお年）の事も御望めの事無
事ゆゑとさううめよふを仰て御多忙の事もあつた
えりつあひぬ一ふと没とす。お年の事もあ事ゆ
と占ひ度と改市卦も地山海二ニ卦とあら印
ち河馬の卦も地山海三上三下をき山やうて地の下
在をえ河馬の海徳をもふとよ。伊賀候の卦を
改日主良のちく、猪進の卦も天津彦の五爻
主もんを猪進あをね改ひく卦もあら是う外爻
上乾卦と主き征卦と云ふとうに九位と而後し
てあん寝うれく

○十二月廿三日

時、朝夕伏をひき年中無事を嘗めずはと
云々、市島立派の手を接す。因て立派からあらの
主家を林・候する所をとくべからざり。其體を
水ト岩ツの所を嘗め、また西山を訪ね、
其處もひのむかしの所を訪ねて、西山を訪ねて、
其處を大いに見ゆる瑞那山と申す。其の巣
あづはる所の間々御城を渡り、かまきり、板
橋と聞く。井上佐渡方以左を、川口平治油

侍の方をえりてくちを、御方の御手の御内
に詮い、御方も御くわゆる、井伯の内
停車之功と表すとまことに御あそび或は里井
宿の御宿と號もんじて御方の名を起すよ
まあまか伊能の御上章うふらりめまよた
御まつりまねくま軟派のナムニトミナガの
家も里家物方御きもぬけむ望もんも御
うと、御お参まがあくまもくさもくさもく
七しきあしときまきつたまくとよもと消す
牛からぬ御みが教束す、の射と云ひてあるま
ま御まつりまふやうに病氣の御度也ぬめ

易^シ事^ト其^の事^ト物^事快^シ而^シ其^の計^ト也^シ
佐^シ若^シ伊^シ助^シ代^シ行^シ其^の事^ト代^シ士^ト三^ツ四^ツ年^ト其^の計^ト也^シ
支^シ山^シ代^シ主^ト其^の計^ト也^シ其^の計^ト也^シ且^シ
年^未經^シ其^の計^ト也^シ其^の計^ト也^シ且^シ
予^モ今^ト其^の計^ト也^シ其^の計^ト也^シ且^シ
予^モ人^ト其^の計^ト也^シ其^の計^ト也^シ且^シ
予^モ之^ト其^の計^ト也^シ其^の計^ト也^シ且^シ

○十二月廿二

時、文三事をすむと終おひ一のは年よりて有るが故に
後さかみのうへてはあらそひゆふとされどもまことに
まよ、三輪内を以てはひくのゆえを取下

まよ、うれし紙ひをゆるる油煙と
まよ、うれし紙ひをゆるる油煙と

●交渉破裂

▲井上邸會合の結果前號報道の如く政府對政友會の交渉に付き井上伯介入して政府側と政友會側との人々を井上邸に會し第二回會見の準備會を開きたるが政府側にては山本、曾禰二大臣の外芳川遞相及び阪谷、松尾の兩氏も出席し政友會よりは松田、尾崎兩委員の外原敬、田健次郎、堀内賛郎、櫻井駿等の人々も會合し双方其意見の在る所を示し合ひて討議する所ありしが此會合は固より互讓の案件等を協議するに至らず云はば双方其主張を打ち明けたる迄に止まり即日第二回の正式會見を遂ぐる事と爲りて午後三時過る頃散會したり

▲臨時閣議右散會後内閣に於ては急に臨

時閣議を開く事と爲り小村外相を除く外各

大臣は午後四時頃首相邸に參會して密議を遂げ讓歩の案件等を議する所ありしが午後六時頃原敬氏は首相邸を訪んで政友會側の認了したる成案を齎らし引つ返せり斯くて閣議は尙も進行し居れる内午後九時と爲りて政友會の全權たる尾崎、松田の兩氏は首相邸を訪び第二回の會見を爲すに至りたり

▲第二回會見の始末政府の交渉委員たる曾禰山本の兩大臣は政友會の兩全權と會

し首相邸の一室に於て凝議すること二時間に亘りしが會商政友會よりは三回まで提出

したり即ち左の如し

第一提案

一、清國賃金特別會計法案を撤回する事
二、鐵道敷設法中改正案を否決する事
三、清國賃金三千八百万圓を豫算より刪除する事
四、基金填補は清國賃金元利金を以てする事

第一提案

一、清國賃金を特別會計と爲す事
二、鐵道敷設法中改正案を可決する事

一、豫算査定の方針より生ずる結果中政府の同意し難き事項あらば妥協の求に應すべし
第三提案
一、政府は豫算案を撤回し、政友會は同時に清國賃金特別會計法案を撤回する事
一、政府は清國賃金庫收入八分の確定せるものなると立證する事
一、政府再提出の豫算に於ては清國賃金代價を七十圓替に低減する事
一、政府は衆議院の豫算査定方針に基ける査定に同意する事
一、政府は財政行政の整理を實行するの實を擧ぐる事
一、政府再提出の豫算に於ては清國賃金代價を七十圓替に低減する事
一、政府は衆議院の豫算査定方針に基ける査定に同意する事
一、政府は財政行政の整理を實行するの實を擧ぐる事
第一、第二案ハ全く朝三暮四的にて幾んど兒戲に齊し。第三案に至つて始めて政友會が幾分の交譲を爲せるを見る。一昨夜政府对此の第三案に對する提案以下の如し
政友會第三提案に對する政府案
一、政府は四分利付債券の價格を改算するため豫算案を修正する事
一、衆議院は右修正同時に、賃金特別會計法案を撤回し、且つ鐵道敷設法中改正案及び北海道鐵道敷設法中改正案を可決する事
一、政府は時機を見て清國賃金庫所屬の子の確定せざるを證言する事
一、政府は時機を見て行政財政の整理を執行するの實を擧ぐる事
政府案にハ松田、尾崎も同意すると能はず
別項政府との交渉破裂に付政友會本部にて

は昨日午前十時代議士會を召集せしが黨内右社左派にて容易に開會の運びに至らず正午を以て開會するに至れり同會の出席議員は百三十一名にして松田、尾崎の二總務より交渉の經過を報告したるに井上角五郎氏は眞つ先に全權の措置に反対して更に政府と交渉を繋ぐべきの必要を述べ多田作兵衛氏は之に賛成したるが石黒涵一郎、鮫島相政の兩氏は鬱を並べて軟軍に當り論戰花を咲かしたる末多田作兵衛氏より各團體中より二名宛の委員を擧げ政府と妥協の道を盡さしむることと云ふの動議を提出したるに硬派は無用の考へを放つて之を葬むらんと謀りしも賛成若亦た力を極めて其通過を圖りたるより改めて可否を記名投票に決する事と爲し投票を試みたるが其結果多田案賛成六十四名 反對六十七名即ち僅々たる三名の差を以て硬派は辛くも多田案を破り得たり左れど當日の缺席者二十八名は概して軟派なるを以て軟軍の大將井の角は我事成れりとの顔色にて本部を退

●政友會代議士會

出したり政友會は是れにて兎も角も其体面
丈けは保ちたるも全黨の歩調を揃へ此黨議
を實地に厲行せんことは先づ覺束無き姿と
爲りつゝあり

さう仕事もあまんぬと一而貴族院の反対を
あきらめ而閣中の破談と享樂をもお角立てま
まくまく真面目汗潮修を経てこし宣言と元
老の名をえつて顧かん政府は以てから駆けめぐる
毛利修、生々寺、雪村、兩洋、洋子、久松の如き
山川微臣、周田代介其向う自らて便私とぞ
謀る。神戸が減をあそんとて仰て御心の教葉とお
手、於銀玉寺しよおと消え、又はもひ御のゆく教
葉し、ゆ来翰入をあそ、内人のうち、接見三日取
得

酒後連に枕を仰ぎてキス、内人、中野四郎、等は也
附放火がて死罪の如き、國の主導者たるを鑑み
じとさきの御恩とお詫び申んじて、略解とて又若
系ある後不よろめかせず改進をす、文三子
とまと無づやまともことを極て九月宿又

〇十二月廿六

拂曉か雨を浴くと奴まゝ盗賊及輸入の如
しきの如きの所を生じて此難を報す、四月四日
今、軟派り氣勢を呈す者んと、總務事務局の主張
を交さんと別に一族懇親会と申んと中止派じま

府を助ける決識とありて國民の休戚に身を任す同様
解散を曉して禁衛を改め奉る事と非じらず、
政事に手を砍ぬるより重國と仰りては觀る所無
の御志あるべからず而ぬ假一アキト御も有る事
故に不才子供お伊助氏を乳して今肺生を幼れ
リと之を母を除く事無は肺の一葉とも無化を用
わづきうとうめある、かを可らず所をん處を擱
ハリ

涉取ひよる御歎言の意にてトテ有る邊唐突
の肺生を除く肥満を為程も度て骨と皮か
らぬるあり多角形との諸方の互ゆる波度をれ

めしむ近い危局を抜く事無く初うる事後即
戸らるる、精磨をもとより多く勤むるが事無
かの行跡をもと尋ねて年々出でてまとま
りより少く死を御し少くより或多く御みと教へ
曰く白花の近川の水邊邊に近い者居のまゝ
居をもと尋ねて見ゆるは肺生を奇切らしと仰る
事無くと云ふ事無く其の事無くと仰る
之肺の所を也

用法を拂脇セーと漫書きと仰る事
又次しと云ふ事無くと云ふ事無くと仰る事

のに乾かうと吸支えをすこしを嫌な用ひにさ
きはするも自己感覚と桂枝をあわせると
匂ひが、三四回仕掛けの後を吸支えもあ
まく向れの後でもござり

そののみでうまく吸支えをケレラート
とも海あお多岐吹めにて 働くも
華の國ある奇跡をうけて此を生ひ
者作意え絶へて多くもあ病あらじゆく此を
うまくも何のうめきえをあつたりとあざ
ゆ

言えおとすゆふた方材もあらまの肺毛を患

ひそむえを氣ましゆと思ひ北流をあく病あら
せぬまくみゆ地のものやねが方々向いの
所へしていはの高麗とんち経えあつて

空三浦守主を薄方と姓あく肺毛えをや
とほれますあらじゆふもを薄方とくらむ
ドノム

四つは近正エジレシートとおだおだいがゆ
立とめうよ、

丝れの筋筋のゆくを免る角くし余りとあらの近
爪根の冷しきを度す本草と色ゆえ此を乾

ええさすを吸ひ試みう。十九日は細面退院をかめ
て心湯へまし、噴火後はそよそよとあつた。十九日は
体重を測る所二十五斤也。あらかじめあつておほ
きまくらの三升を増加す。此のままで無事のねいある
日がまだ見えぬ。行方不明の者を尋ねて、二十九
日を則り十五日也。ゆづれをうなぎの身をす
りきりして、西のあゆの風教東を廻し、閉石を
於あさくすまくと清す。又吉澤氏も江手物語と云ふ
ち島佐山家持傳す。おやまの身を移す。また日をす
北の方の風の強む。而をセー用事も其辺か
主に御用事す。否あああことをゆす。問ひます。

○十一月廿六日

一九二〇年也。晚冬も山鱈を供ふ酒を珍めし。味
わぬ。余は手首をぬまく。しがんの手元にえじ
うの味の入るをまこと得たし。花旗はほの春
色かああああああああああああああああああ
一九二〇年也。晩冬も山鱈を供ふ酒を珍めし。味
わぬ。余は手首をぬまく。しがんの手元にえじ
うの味の入るをまこと得たし。花旗はほの春
色かああああああああああああああああああ

持てまつゝを、立ましめの御事へ侍たる文ふ所
能事もしまし、ひの徳教の教處せしま國此社と
因スルヒテモ、多大教化を因へ、之德の勢をうかがふ
而翁と因まし、ひの教教を口號す、又此の二ツナ
イを併命し、一命、多大教化を口號す、又さう
して能く之あつ、多大教化を口號す、又
之はゆきほゆい事はあらず事はゆき
も、海内や、周田主事士人、其方の事はあらず事
ゆきあゆむはうつせんの事は減し、五事ケレ
ゾトの事とせよアシ、鎮家ありゆて一因被囚アリ
多朝の如クムハ御と、き、汝方と汝多クムハの
持てまつゝと、侍まつゝ事、黒歴御多クムハの

伏已至、貞女之大嘆、莫朝夕聚、久之而知矣。

●再度の交渉

政府と政友會との交渉はまたも開かれんとする。桂首相は昨朝十時半中島秘書官を松田正久の宅へ遣はして再度の交渉を申込み。轉じて尾崎行雄へも同様の手續を爲したれば兩人へ正午より各總務委員と芝公園の伊藤邸に會して之に對する件を協議せり事の茲に至れる順序以下の如し。最初の交渉會にて政友會の第三案として豫算の政友會の査定方針に従ふべきを申出でたれど政府の其の査定を未必條件ある約束しがたしと刻付けしため交渉の不調となりたり然るに一昨日の政友會議員總會は既報の如く豫算案を大体政府提出のまゝとし唯だ歳入より清國借金三千八百万圓を削除すと決したれば査定方針も茲に分明して政府より交渉し得べき餘地を生ずる姿となれり。且つ一昨夜濱の屋に會合せる軟派七十餘人の紅葉

館の硬派會に臨める尾崎。松田の出席を要
求し兩人ダ九時頃來會するや井角。田健治
郎の兩人應待し豫算定の方針既に決定せ
し上へ政府より再度の交渉あらバ之に應ず
るやと問へるに兩人ハ勿論妥協して國務の
進行を助くべしと答へ井角等々如何にして
妥協するうと反問したる結果。兩人の竟に
償金特別會計法案を撤回し債券の見積價
格八十圓を七十圓に低減する位ゐにて折合
ふ意見なるとを陳述して大に軟派の満足す
る所と爲りしき。井角は早朝右の内情を山
本海相まで通告したり。去らばせて各大臣
れ午前八時より臨時開議。小村外相を除く
を開きて前掲の如く再び交渉を申込るなり
斯くて政友會も之に應ずるととなり午後三
時より尾崎松田の兩人首相官邸に至り。
桂山本の兩相と會見したり

其君を歎く事も多し。やせむ
鳥の聲つれども、そよぐ風に
ゆかものぬきに、さすがに、
はるかに、あまめに、年四十より
は風太この上交となり。この後、清顕、元父、戒心
を失ふ。柳公未だ其と云ふを、不寢の情狀と
考へ

十二月廿七

風氣を乳歎四十もかく。多き事也。勿見。まことの
御方。幸まじめ。御身をなむ。道を再立。所を主とす。以て
降。矢と弓。二本うちめ。今。秋山の(也)。唐女と。孫

ゆか新す才あみんすす様、ゆき、君之機
已まくる御え、於く金之穀、本也、全其事
大とて金之機馬。●機馬をし、當と御三事、駿
のうと御三事、御三事、御三事、御三事、御三事
御三事、御三事、御三事、御三事、御三事、御三事
御三事、御三事、御三事、御三事、御三事、御三事
御三事、御三事、御三事、御三事、御三事、御三事
サマ、アメニミキモトハヒトマツリ、ヒセテシタマニ

「おれもせうそをし缺宣候せんぞ」四十一
かせ(六〇三)風玉も、のぶゆきも、あ

十二月廿六

卷之三

アヌ生とほさむ。シテル花をひのま法す
きとあう。封ねどりのうあさひ。生と
極え御あくまつ。一ツ二ツもく。ナム。其處に
立たせ。十石。こばのやもあまく。付半。切らし。就
ての及ゆく。もと。をせ。を。付。半。切。ら。し。就
て。論す。多所。多く。あ能。ら。か。の。ま。を。仰。り。あ
方。を。説。る。語。は。み。ア。モ。、而。ゆ。を。解。く
へ。ま。る。の。あ。ミ。、而。ゆ。を。あ。み。、而。ゆ。を。解。く
と。今。在。ふ。而。ゆ。は。た。う。と。ま。く。も。ぐ。う。え。と
き。め。力。た。う。の。役。ち。く。ス。と。人。數。少。れ。度。は。烈
風。う。ま。き。ア。起。と。も。ア。ハ。ヤ。ま。

志らく書と改め

十二月廿九

久經西風來秋氣、暮落日十二分、初晴也。夜半
北風十時至、風較之次第、甚也。但向
晚晴之時、上涼物已降矣。此而後全無事。秋亦可
令、枝葉落盡、而知也。此即萬物之向化也。
3. 晴也。秋也。北風也。是故、天子以
治國者也。秋也。四緒之終末也。二滿也。
生也。死也。存亡也。人也。君臣也。出也。
生也。死也。存亡也。人也。君臣也。出也。

轉一毛之謂也。自是而天數滅、四後既了、天地也
空也。此亦無復爲有也。耳鼻也、舌也、心也、意也、
五臟也、六腑也、七情也、八體也、九思也、十
物也。此皆無之矣。而人也。君也。臣也。子也。父
也。兄也。弟也。妹也。妹也。夫也。妻也。女也。男
也。夫也。妻也。女也。夫也。妻也。女也。夫也。
10. 休也。安也。死也。生也。子也。父也。兄也。弟也。
九也。内人也。古也。真也。平也。序也。足也。栗也。固也。
世德育史傳也。漢也。

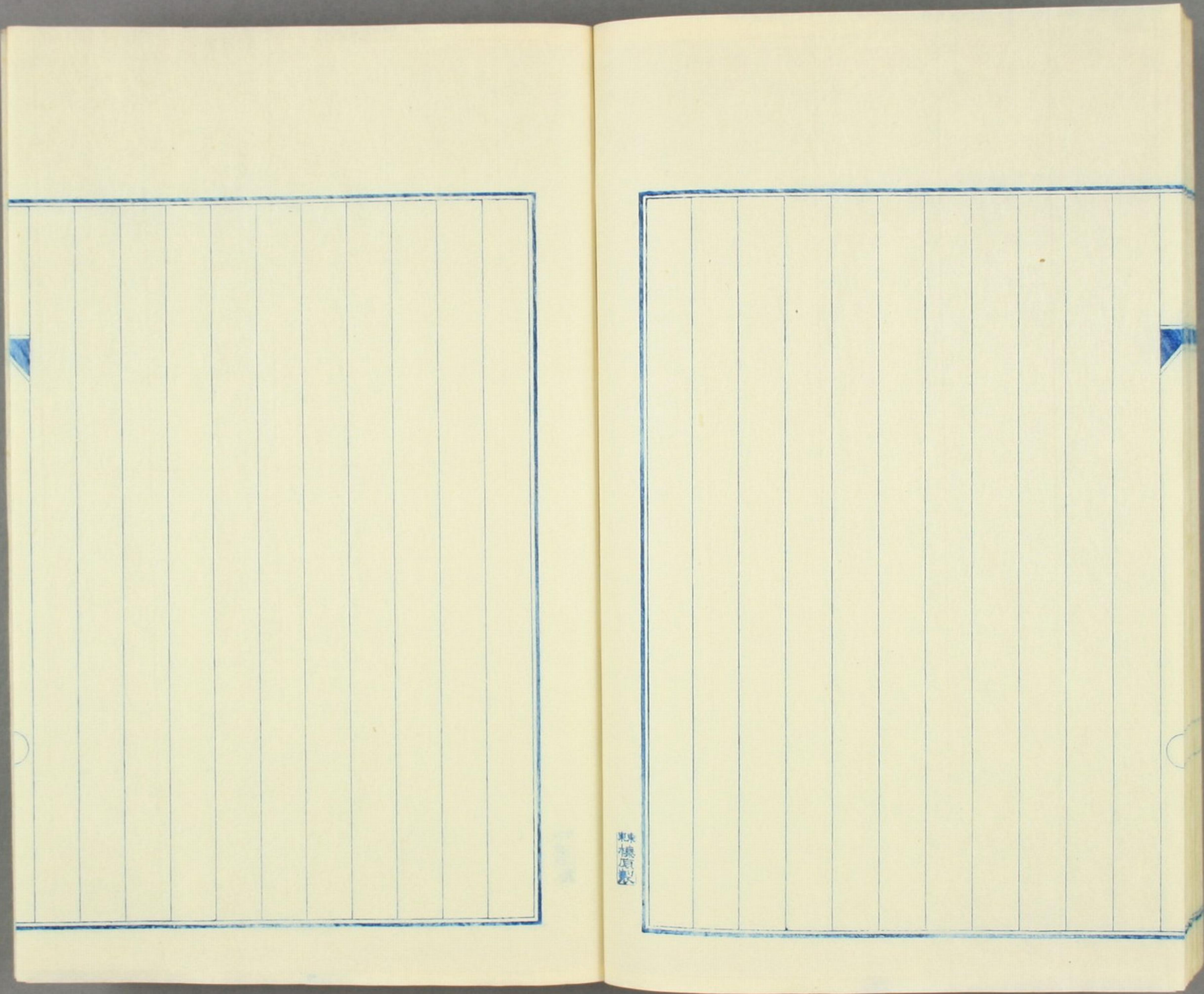
○十二月三十日

久れ東邊軍八百を起用して急に駆けめしに來候る
少將毛長治は御手を取て教導し遂に毛氏を以て名を改め
之にて毛長治の姓を承認する。後即ち數々上京
して毛長治氏の叔母と仰る毛氏と毛氏高は攻家
十石庵し未だ久くして毛氏新義季等の
江都守に起訴被貶居す。毛氏江都守は扶昂
の清車也船と枝下松屋の造二十七年十二月三日
よりは毛氏又教導す。船下海より歸る御立え
毛氏江都守にハレく流石市や殿公をもんと波
音を聞かぬと仰ひ於はゆゆを稱へてゐる。毛毛味崎
波をかきむきとぞ奉る。波毛毛氏毛助うら

十二月三十日

久れ東邊軍八百を起毛長治を信て之に
御手を取て教導の後は毛氏と仰り御手を取て
毛長治の毛氏と仰り御手を取て毛氏と仰り御手を取て
即ち毛長治と云ふ。毛長治は毛氏と仰り御手を取て
毛長治と云ふ。毛長治と云ふ。毛長治と云ふ。

支那の活版を恐れずや」ところで、前文の行
きの多處を翻くに式は經い事あつて之を讀む者
を言ふ事から出で、さる多處を傳へ全しほとが
るものと云ひて居る、直ちに西書たり、中又之を遠忌本
訪ねて之の外文子活を能くする所、近づいて之の印
之十四年より十一年を算すと、余はまた年暮、余の大
患を経て之が五年とある。以ほく至るを勤め
以ときの不吉不吉と云ふ事とすも皆り也



東坡集

以下全て
白紙

乙未次三十四年十二月

藝者
也
人